

デマンド交通実証実験の実施内容について（協議事項）

デマンド交通実証実験を実施することに伴い、事業内容について協議します。

1 目的

デマンド交通が本市交通の利便性等の向上に寄与する新たな交通手段となり得るかどうかについて、実証実験により検証する。

2 期待される効果

- (1) 鉄道駅、バス停で結節することによる公共交通ネットワークの強化
- (2) 高齢者、障がい者、子育て世代等の移動困難者の外出支援
- (3) タクシー事業による地域交通の維持・確保

3 運行内容

- (1) 対象者：対象地区内に住民登録がある次のいずれかに該当する方。ただし、利用者自身又は付添い人の介助によりタクシー車両への乗降ができる方に限る。
 - ア 75歳以上の方
 - イ 障がい者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者）
 - ウ 運転免許証返納者（返納したことが証明できる方）
 - エ 要介護者・要支援者・事業対象者※
 - ※ 事業対象者：基本チェックリストにより介護予防・日常生活支援総合事業の対象者と判定された方
 - オ 妊婦
 - カ 未就学児（未就学児のみでの利用は不可、利用登録をした保護者の付添いが必要）
- (2) 運行日：令和7年8月から10月までの土日祝日を含めた毎日（3か月間）
（事業費が無くなり次第、事業を終了する可能性あり。）
- (3) 運行時間：午前10時から午後4時まで（発車時刻が上記時間内であることが必要）
- (4) 利用料金：1乗車300円（原則として付添い人は1名まで乗車が可能）
- (5) 運行事業者：市内を運行するタクシー事業者
- (6) 運行車両：運行事業者が所有している空きタクシー車両
- (7) 他利用者との乗り合い：なし

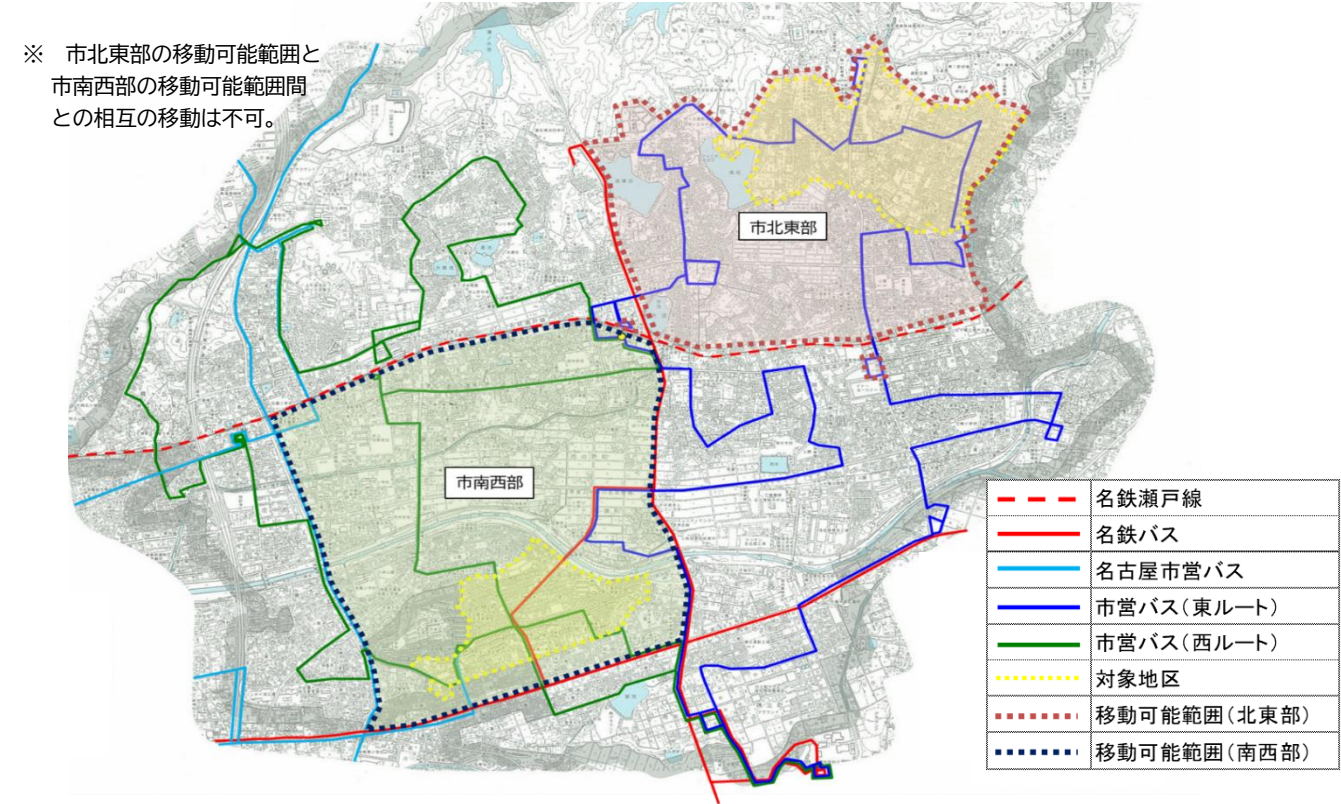
4 運行方法等

- (1) 利用登録証の発行
市で利用登録申請を受け付け、利用者に対して利用登録証を発行する。
- (2) 利用予約
利用者は、運行事業者に電話で必要事項（氏名、乗降場所、利用時間、付添い人の有無等）を伝えて予約する（予約は利用日の2週間前から受付可）。
- (3) 当日の利用方法
利用者は、予約時に指定した乗車場所・時間に配車された車両に、利用登録証を提示して乗車し、指定された降車場所に到着後、利用料金（現金のみ）を乗務員に支払う。

5 対象地区及び移動可能範囲

高齢者人口、地形、公共交通の運行状況を勘案し、対象地区及び移動可能範囲を設定。

- (1) 対象地区
 - ア 市北東部：旭ヶ丘町旭ヶ丘・長洞、柏井町、旭台、東大久手町四丁目
 - イ 市南西部：長坂町、緑町、南新町
- (2) 移動可能範囲
対象区域を含む概ね2kmの範囲を基本とし、地形地物を境とする範囲。
- (3) 乗降場所案
 - ア 対象地区内に所在する利用者の自宅前
 - イ 移動可能範囲内に立地する生活利便施設
例：鉄道駅、バス停留所、公共施設、公園、病院・診療所、薬局（ドラッグストアを含む）、保育園・保育所、金融機関、スーパー、コンビニエンスストア、墓園、理美容室、喫茶店



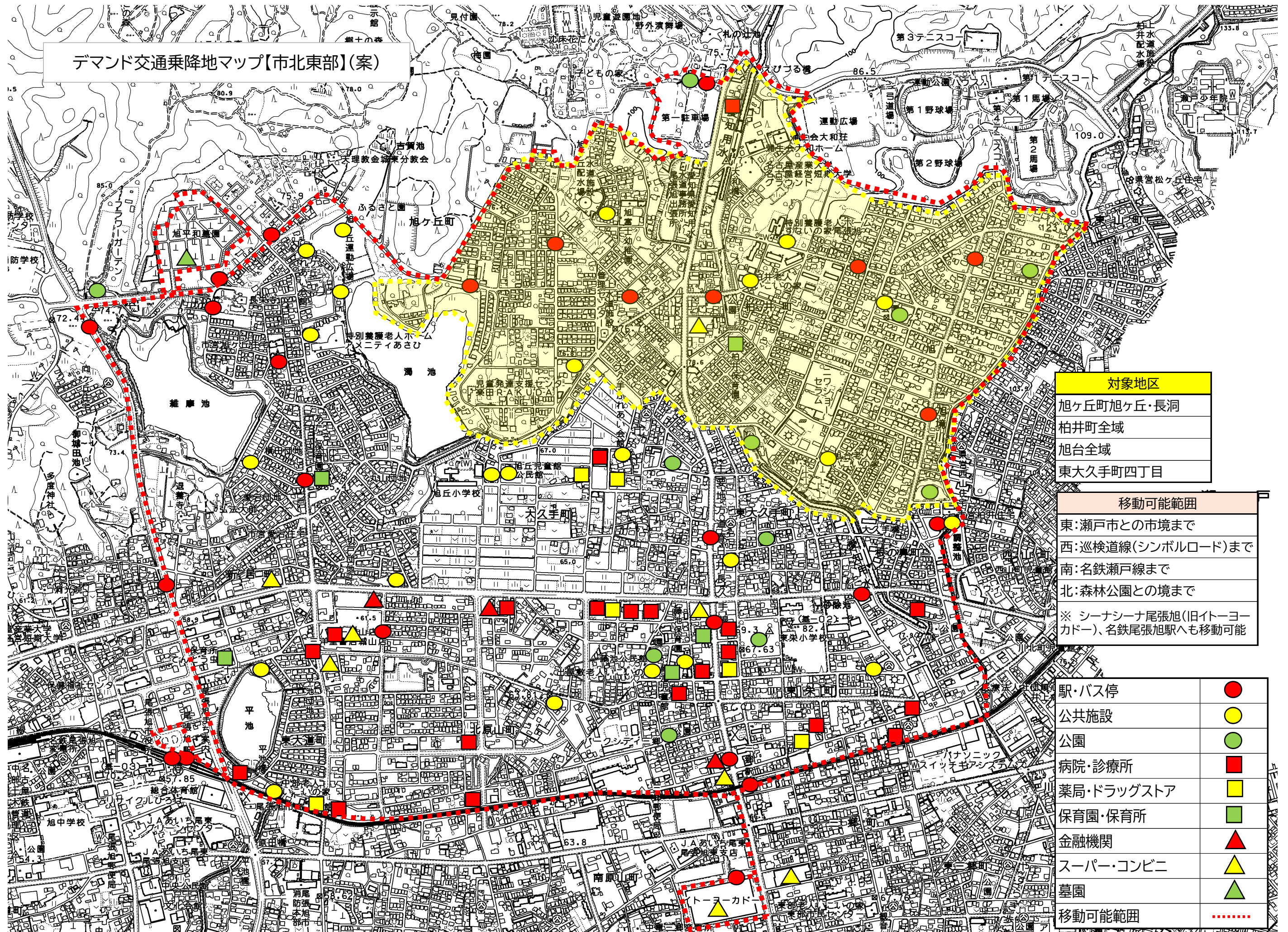
6 実証実験の検証方法

本実証実験の「利用者数」、「既存交通への影響」、「不成立率」、「満足度」、「キャンセル数」等を調査し、デマンド交通の有用性を検証する。調査に当たっては、利用者アンケートを実施するほか、タクシー事業者、対象地区及び移動可能範囲内を運行するバス事業者に対し、乗降客データ等の提供を依頼する。

7 手続関係

バス停留所を本事業の乗降場所に利用するには、道路交通法第44条第2項第2号の規定により、①バス停留所の所有者、②愛知県公安委員会、③尾張旭市長、④中部運輸局長の合意を得た上で、愛知県公安委員会による公示が必要（合意書案は別紙のとおり）。

デマンド交通乗降地マップ【市北東部】(案)



対象地区

旭ヶ丘町旭ヶ丘・長洞
柏井町全域
旭台全域
東大久手町四丁目

移動可能範囲

東:瀬戸市との市境まで
西:巡検道線(シンボルロード)まで
南:名鉄瀬戸線まで
北:森林公園との境まで
※ シーナシーナ尾張旭(旧イトーヨーカドー)、名鉄尾張旭駅へも移動可能

駅・バス停



公共施設



公園



病院・診療所



薬局・ドラッグストア



保育園・保育所



金融機関



スーパー・コンビニ



墓園



移動可能範囲



デマンド交通乗降地マップ【市南西部】(案)

対象地区

長坂町全域

緑町全域

南新町全域

移動可能範囲

東:巡検道線まで

西:松本名古屋線まで

南:国道363号まで

北:名鉄瀬戸瀬戸線まで

駅・バス停

公共施設

公園

病院・診療所

薬局・ドラッグストア

保育園・保育所

金融機関

スーパー・コンビニ

移動可能範囲



※本マップは、測量成果を地図編集したものである。

長久手市

令和 7 年 月 日

〇〇株式会社代表取締役 ○ ○ ○ ○

※ バス停留所の所有者

愛知県公安委員会委員長 藤 森 利 雄

尾張旭市長 柴 田 浩

中部運輸局長 中 村 広 樹

尾張旭市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用
自動車等の停車又は駐車に関する合意書

道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 4 4 条第 2 項第 2 号の規定に基づ
き、尾張旭市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等
の停車又は駐車に関して下記のとおり合意する。

記

- 1 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所
の名称
一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所
は、尾張旭市及び〇〇株式会社（バス停留所の所有者）が管理する別表に掲げる停
留所とする。
- 2 1 に停車又は駐車する一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲
 - (1) 運行事業者名
△△株式会社（デマンド交通実証実験運行事業者）
 - (2) 事業形態
一般乗用旅客自動車運送
 - (3) 事業
尾張旭市が実施するデマンド交通実証実験運行
- 3 1 における 2 の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとな
るようにするため必要と認める事項
1 における 2 の停車又は駐車は、2 に係る運行時間内に限るものとする。